

カムバック制度内規

(目的)

第1条 この内規は、やむを得ない事情やキャリアアップを理由に退職した職員が復職できる環境をつくり、意欲ある退職者を広く再雇用していく機会を創出することで、多様な人材の活躍による組織の活性化、経験や知識を活かした即戦力となる人材確保を図ることを目的とし、再雇用の取扱いについて定める。

(適用範囲)

第2条 この内規は、めぐみの農業協同組合を退職した者に適用する。

(資格要件)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者であること。

- 1 正職員としての勤続期間が2年以上で、退職から5年以内の者
- 2 次のいずれかの理由により自己都合退職した者であること
 - (1) 結婚、出産
 - (2) 育児
 - (3) 介護
 - (4) 不妊治療
 - (5) 私傷病
 - (6) 配偶者の転勤・病気
 - (7) 転職
 - (8) 自己啓発(学業・資格取得等)
- 3 退職理由となった事情が解消し、職場復帰する環境が整っていること
- 4 心身ともに健康であり、職務遂行において支障がないこと
- 5 過去に同制度を利用していないこと
- 6 事業推進等にかかる職員の義務について承諾していること

(再雇用の手続き)

第4条 再雇用を希望する者は、カムバック制度申請書を人事担当部署に提出する。

(再雇用の決定)

第5条 申請書の提出があった場合、次の採用試験を経て再雇用を決定する。

- 1 一次試験 人事担当部署による面接試験
- 2 二次試験 常勤役員による面接試験

(再雇用者の処遇)

第6条 ブランク解消と本人・組合の相互見極めのため、準職員として6ヶ月以上勤務した後、本人の希望、勤務成績、能力等を踏まえ正職員に登用する。正職員登用後の処遇は、退職前の勤続年数、資格等級等及び退職から再雇用までの就労経験、能力開発の実績等を評価して決定する。

(再雇用者への教育訓練)

第7条 再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は組合長が行う。

附則 この内規は、令和6年4月1日から施行する。